

議案第 14 号

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

監査委員（識見を有する者）	月 37,000 円
---------------	------------

」

を

「

監査委員（識見を有する者）	月 51,000 円
---------------	------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

県内市町村や類似団体（九州管内）の状況を踏まえ、監査委員のうち識見を有する者の報酬を改めたいので提出する。